

鎌倉市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第5項の規定に基づき監査を実施したので、
同条第9項の規定により監査結果報告を公表します。

令和7年(2025年)10月2日

鎌倉市監査委員	八木	隆太郎
同	池田	実

令和 7 年度工事監査 監査結果報告書

鎌倉市立第一中学校通学路法面整備工事

令和 7 年（2025 年）9 月

鎌倉市監査委員

令和7年度工事監査 監査結果報告書目次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査対象の選定	1
4	監査の期間	1
5	監査を実施した監査委員	1
6	監査の方法	1
7	工事等の概要	2
8	工事の技術的調査	2
9	監査の結果及び所見	3

図面

(1)	案内図	4
(2)	平面図	5

別添 工事監査に伴う技術調査報告書

※ 「工事監査に伴う技術調査報告書」については、技術監査委託先の特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラムが作成したものを原文のまま掲載しているため、鎌倉市公文書作成規程によらない。

令和 7 年度工事監査 監査結果報告書

1 監査の種類

工事監査（随時監査）

地方自治法第 199 条第 1 項に規定する監査（財務監査）で、同条第 5 項の規定による随時監査として実施する。

2 監査の対象

- (1) 対象工事 鎌倉市立第一中学校通学路法面整備工事
- (2) 対象部局 鎌倉市教育委員会 教育文化財部学校施設課
鎌倉市 総務部契約検査課及び都市整備部道路課

3 監査対象の選定

当該工事の対象となる法面には、落石防止網が設置されていたが、長年の風雨により、落石や崩落した土砂が防護網の中に堆積する状況が生じていた。平成 28 年には地域住民から崖崩落防止工事の早期着工に関する陳情が市議会に提出され採択されており、法面が接する道路は鎌倉市道で、鎌倉市立第一中学校生徒の通学路であることから、鎌倉市議会から生徒の登下校の安全確保が求められていた。また、令和元年には土砂崩壊により、人的被害は無かったが物的な被害が発生した。

市では、法面の土地の一部が民有地のため、防災工事に市費を投じることについて検討を行った結果、当該法面は鎌倉市立第一中学校を建設する際に資材搬入路として市が拡幅を行った際に発生したもので、法面を生じさせた原因の一部が市にあり、また、鎌倉市道のため、道路管理上の責任から、事故等を未然に防ぐための措置を行うべきであるといった理由により、市が行う公共性のある事業として法面整備工事の実施に至った。

本工事は、通学路の安全確保及び鎌倉市道の管理の観点から長い間懸案事項となっていたものであり、多額の費用が投じられていることもあることから、今年度の工事監査の対象として選定したものである。

4 監査の期間

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 7 年（2025 年）9 月 30 日まで

5 監査を実施した監査委員

鎌倉市監査委員 八木 隆太郎
同 池田 実

6 監査の方法

当該工事の計画、設計、積算、契約、施工等が適正に行われているかを主眼として、関係書類等の調査並びに担当部課からの聴き取り調査及び現地調査などにより監査を実施した。

また、技術的事項についての詳細は、「特定非営利活動法人 地域と行政を支える技術フォーラム」に技術的視点による調査業務を委託し、専門の技術士による技術調査を行った。

7 工事等の概要

(1) 工事名

鎌倉市立第一中学校通学路法面整備工事

(2) 工事場所

鎌倉市材木座六丁目 20 番先

(3) 工期及び契約金額

ア 当初契約

(ア) 契約日 令和6年(2024年)6月24日(議決の日)

(イ) 工期 令和6年(2024年)6月24日～令和8年(2026年)6月19日

(ウ) 契約金額 374,440,000 円(消費税額等込み)

イ 1回目変更契約

契約書に書面が添付されていなかったことにより書面を追加したことに伴う変更

(ア) 契約日 令和6年(2024年)9月3日(議決は不要)

(イ) 工期 当初契約から変更なし

(ウ) 契約金額 当初契約から変更なし

ウ 2回目変更契約

施工範囲全体について法面清掃作業を追加したことに伴う金額の変更

(ア) 契約日 令和7年(2025年)3月7日(議決の日)

(イ) 工期 当初契約から変更なし

(ウ) 契約金額 384,536,900 円(消費税額等込み)

エ 3回目変更契約

鎌倉市工事請負契約約款に定める予期することのできない特別の事情による工期内における急激なインフレーションに該当したことに伴う金額の変更

(ア) 契約日 令和7年(2025年)8月7日(専決処分)

(イ) 工期 当初契約から変更なし

(ウ) 契約金額 390,009,400 円(消費税額等込み)

(4) 施工業者

鎌倉土建株式会社

(5) 工事概要

法面工 一式

落石防護工 一式

モルタル吹付工 一式

土留め鋼板柵工 一式

8 工事の技術的調査

別添の「工事監査に伴う技術調査報告書」のとおりである。

9 監査の結果及び所見

鎌倉市立第一中学校通学路法面整備工事における計画、設計、積算、契約、施工等については、おおむね良好に執行されているものと認められた。

当該工事の完了は令和8年度を予定しているが、地域住民、特に中学校へ通う生徒に対する安全管理については、継続して徹底をお願いしたい。

また、工事完了後は構造物が設置された部分の民有地について使用貸借契約を結び、本市が維持管理を行っていくとのことである。構造物の適切な維持管理に加え、事務手続についても遺漏がないよう留意してほしい。

なお、技術的詳細については、「工事監査に伴う技術調査報告書」に記してあるもので、今後の施工に当たり参考にされたい。特に「第3章 総合評価」は、技術士の視点から気づいた点をまとめたものであるが、他の工事においても該当する内容が記載されていることから、参考にされたい。

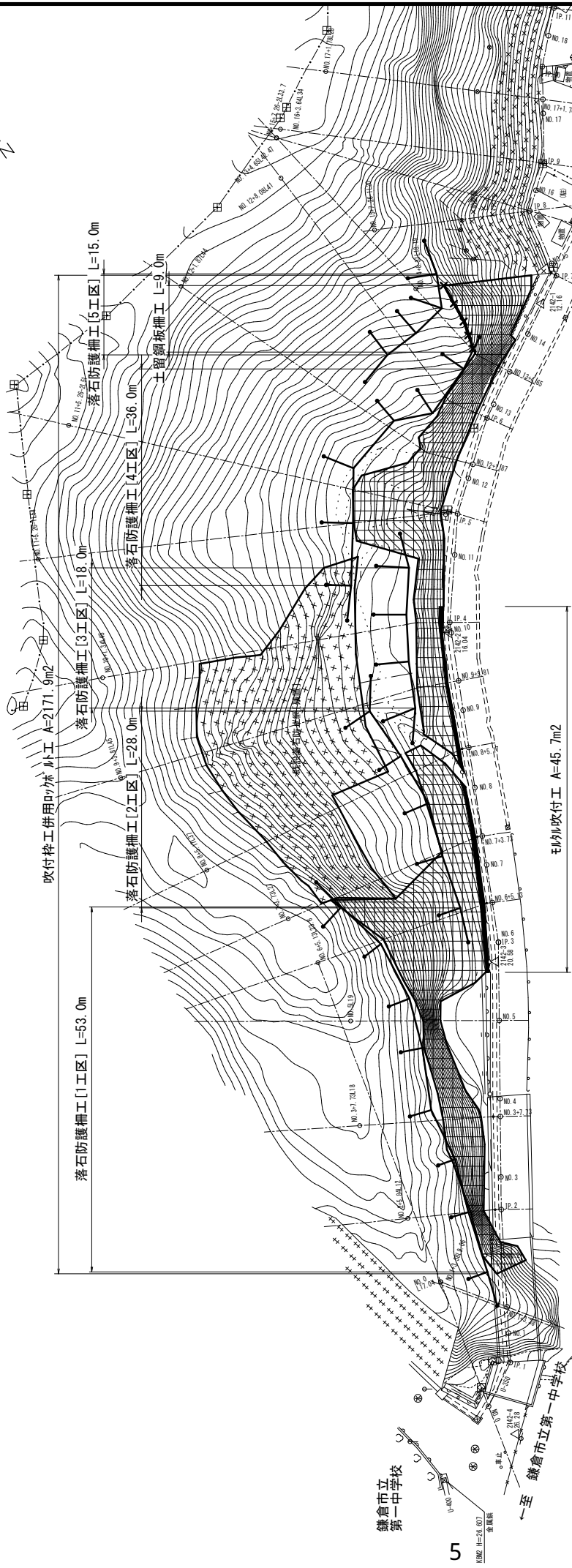
引き続き、工程管理及び安全管理に十分注意を払い、事故なく無事竣工することを願う。



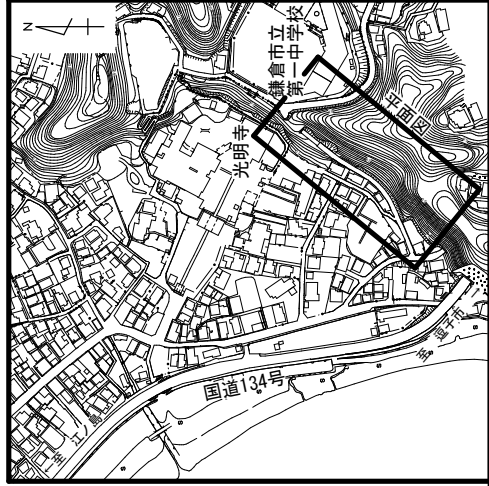
鎌倉市材木座六丁目20番 先

地図データ © 2013 ZENRIN CO., LTD. (Z13LD第243号)

平面図



位置図



工事概要

法面工
吹付砕工併用D7付 外工
吹付砕工 [F300 × 2000 × 2000] L=2347.5m
D7付 外工 [SD345 D29 L=4.0m] N=738本
落石防護柵工
モルタル吹付工 [t=10cm]
土留鋼板柵工
A=2171.9m2
L=150.0m
A=45.7m2
L=9.0m

凡 例

	既設落石防止柵〔現置〕
	吹付砕工併用D7付 外工
	D7付 外工
	落石防護柵工
	土留鋼板柵工

※構造物着色
1 D7付 外工は、亜鉛メッキ仕上げ後着色[ブルー]・[10YR 2.0/1.0]とする。
2 吹付砕工は黒系の顔料を混合し着色[濃灰色]とする。
3 防護柵の着色は、ブルー・[10YR 2.0/1.0]とする。

別 紙

鎌倉市監査委員 様

工事監査に伴う技術調査報告書

鎌倉市立第一中学校通学路法面整備工事

令和 7年 9月 2日



地域と行政を支える技術フォーラム

目 次

担当技術士一覧

まえがき	1
第1章 調査概要	1
1.1 調査目的	1
1.2 工事概要	1
1.3 実地調査実施日	1
1.4 実地調査場所	1
1.5 出席者	2
1.6 日程	3
1.7 調査方法	3
第2章 調査業務内容	4
2.1 本事業の概要と目的	4
2.2 設計	5
2.3 積算	6
2.4 契約	7
2.5 施工監理	8
第3章 総合評価	12
むすび	12

総合管理技術士

理事長

原田 敬美 技術士（建設部門）

登録 No.24446

博士（工学）

担当技術士

会員

坂本 文夫 技術士（建設部門）

登録 No.58896

NPO 法人地域と行政を支える技術フォーラム

〒106-0032

東京都港区六本木 3-14-9 妹尾ビル 4F

TEL 03-3403-2325

FAX 03-3404-0734

まえがき

本工事調査報告書は、鎌倉市との契約に基づき、標記工事に対して技術的側面についての調査及びヒアリングを行い、その適否、あるいは問題点の把握・分析を行い、改善案（助言、勧告）を提示し、工事監査参考資料として作成し提出するものである。

第1章 調査概要

1.1 調査目的

本報告書は、専門技術者の立場から主として、当該工事に係る①計画、②設計、③積算、④契約、⑤施工監理等に関する事項に対して調査を実施し、これらの諸事項に係る妥当性、公正性、適正性、経済性、公平性の確認と必要な助言、勧告を行うことを目的としたものである。

1.2 工事概要

工事件名	鎌倉市立第一中学校通学路法面整備工事		
工事場所	鎌倉市材木座六丁目 20 番先		
請負業者名	鎌倉土建株式会社		
工事内容	法面工		
	吹付枠工併用ロックボルト工	A =	2,171.9 m ²
	吹付枠工[F300×2000×2000]	L =	2,347.5m
	ロックボルト[CD345 D29 L=4.0m]	N =	738 本
	落石防護工	L =	150.0m
	モルタル吹付工	A =	45.7 m ²
	土留め鋼板柵工	L =	9.0m
契約金額	当 初	374,440,000 円（税込）	
	第1回変更	再資源化の書面の添付が漏れたことによる変更（増減なし）	
	第2回変更	10,096,900 円（税込）増額	
	第3回変更	5,472,500 円（税込）増額	
工 期	当 初	令和6年6月24日～令和8年6月19日	
	工期変更	なし	

1.3 実地調査実施日

令和7年5月30日（金）

1.4 実地調査場所

鎌倉市役所本庁舎 2 階 203 会議室 （午前）
第1委員会室（午後）

1.5 出席者

(1) 午前の部

教育文化財部学校施設課	施設担当担当係長	荻原	隆裕
同	施設担当主事	渡辺	寛
都市整備部道路課	課長	秋山	崇
同	整備担当担当係長	佐野	俊平
同	整備担当主事	中山	泰志
総務部契約検査課	担当課長	松下	統
同	課長補佐兼契約担当担当係長	中川	昌俊
同	契約担当主事	小林	俊一
監査委員事務局	監査担当主事	黒田	春太
技術士		坂本	文夫

(2) 午後の部

1) 現地調査

教育文化財部学校施設課	施設担当担当係長	荻原	隆裕
同	施設担当主事	渡辺	寛
都市整備部道路課	整備担当担当係長	佐野	俊平
同	整備担当主事	中山	泰志
代表監査委員		八木	隆太郎
監査委員		池田	実
監査委員事務局	局長兼次長	谷川	宏
同	監査担当担当係長	若林	祥平
同	監査担当主事	黒田	春太
技術士		坂本	文夫

2) 技術士による聞き取り調査 14:45～15:45

監査委員による聞き取り調査 15:45～16:05

技術士による講評 16:05～16:15

教育文化財部	次長兼学校施設課長	鈴木	康之
教育文化財部学校施設課	施設担当担当係長	荻原	隆裕
同	施設担当主事	渡辺	寛
都市整備部道路課	課長	秋山	崇
同	整備担当担当係長	佐野	俊平

同	整備担当主事	中山 泰志
総務部契約検査課	担当課長	松下 統
同	担当課長	小関 雅彦
同	課長補佐兼契約担当担当係長	中川 昌俊
代表監査委員		八木 隆太郎
監査委員		池田 実
監査委員事務局	局長兼次長	谷川 宏
同	監査担当担当係長	若林 祥平
同	監査担当主事	黒田 春太
技術士		坂本 文夫

1.6 日程

令和7年5月30日（金）

- 10 時 00 分 書類調査、質疑
- 12 時 00 分 書類調査終了
- 13 時 30 分 現地調査開始
- 14 時 10 分 現地調査終了
- 14 時 45 分 技術士及び監査委員による聞き取り調査
- 16 時 05 分 聞き取り調査終了
- 16 時 05 分 技術士による講評
- 16 時 15 分 講評終了

1.7 調査方法

調査は、鎌倉市との契約に基づき実施したものであり、その概要、手順は次のとおりである。

- ① 担当課による計画概要、工事の経過の説明
- ② 設計についての調査
- ③ 積算についての調査
- ④ 契約についての調査
- ⑤ 施工監理関係書類の調査
- ⑥ その他

以上の事項について、担当課及び関係各位からのヒアリング、質疑応答、書類、現地視察を基に調査を行ったものである。

第2章 調査業務内容

2.1 本事業の概要と目的

(本事業の位置付けと必要性)

本工事を行っている法面は、もともと落石防止網が設置されていたが、長年の風雨により、落石や崩落した土砂が防護網の中に堆積する状況が生じていた。平成28年には地域住民から崖崩落防止工事の早期着工に関する陳情を受けており、法面が接する道路は鎌倉市道で一般の生活道路、鎌倉市立第一中学校生徒の通学路であることから、議会の中で生徒の登下校の安全確保が求められていた。また、令和元年には土砂崩壊により、人的被害はなかったが物的な被害として自動車及び家屋に破損を与えたことがあった。

一方で法面の土地が民有地であることから、民有地の崖の防災工事に市費を使用することについて弁護士に相談を行ったところ、当該法面は第一中学校を建設する際に資材搬入路として市が拡幅を行った際に発生したものであり、土地所有者はその施工に同意しただけであるため、防災工事については信義則に基づき原因者である市が対応すべきであるという見解であった。また、その道路は鎌倉市道のため、道路管理上の責任があり、事故等が発生した際には国家賠償法に抵触するので、事故等を未然に防ぐための措置を行うべき、といった2つの理由により不当支出に当たらないとの見解を受けたことから、市の実施事業としての位置付けで事業を実施することとした。工事に先立ち、令和2年度に基本設計、3年度に詳細設計、4～5年度にかけて工事に向けた予算措置や地元調整を行い、令和6年度から工事に着手した。

(本事業の目的)

本事業の法面には落石防止網が設置されていたが、長年の風雨によって落石が目立つようになり、令和元年に土砂崩壊により物的な被害が生じた。この状況を踏まえ、風化が進んだ法面を早急に整備し、第一中学校の通学路における生徒の安全を確保することが目的である。

なお、本工事の事業区域が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していることから、当該工事に先立ち、文化財保護法第94条第1項、第184条第1項及び文化財保護法施行令第5条第1項の規定により、令和6年8月13日付で神奈川県教育委員会教育長宛てに通知を行っている。

(まとめ)

本工事は文化財保護に指定された区域の中において、第一中学校の通学路における生徒の安全を確保することが目的である。

また、法面整備工事を進める上で、道路敷地以外（崖）が民有地であることの取り扱いについて十分な協議を重ね、地元及び地権者の了解を得ている。

2.2 設計

(設計の基本的な考え方)

本工事を行う法面はもともと落石防止網が設置されていたが、長年の風雨により、落石や崩落した土砂が防護網の中に堆積する状況が生じていた。このような中、令和元年の土砂崩壊により、物的な被害として自動車及び家屋に被害を及ぼした。この状況を踏まえ、法面が接する鎌倉市道は鎌倉市立第一中学校の通学路であるため、通学時の生徒の安全を確保する必要があった。

設計に当たっては、文化財保護等の申請業務を担当する教育文化財部文化財課と工事を担当する都市整備部道路課が連携し、法面工事の設計と文化財に関する申請手続きを進め、工事着手前には許可が下りた。

(設計の内容)

本工事の設計について、法面を保護する工法の聞き取り調査を行った。設計内容は次のとおりである。

長期間にわたり風化した法面を整備するため、設計図面では法尻から中段までは吹付枠工併用ロックボルトによる設計となっている。また、法面の長期的な安定化を図るため、コンクリートで格子枠を構築し、その交点に長さ 4m のロックボルト (D29) を地山に挿入・定着して法面の安定を図る設計になっている。吹付枠工併用ロックボルト工より上部の法面については、落石防護柵工を施工する設計になっている。吹付枠工併用ロックボルト工の表面には、モルタル吹付けを行い、風化等から法面を保護する設計である。

モルタル吹付けの色については、周辺環境に配慮した色を検討しているとの説明があり、文化財保護の観点からも適切な対応である。本工事の設計に当たっては、道路土工切土工・斜面安定工指針に基づいて詳細設計を行っていることを確認した。

(まとめ)

本工事は、現場の急峻な崖の保全を長期的に確保するため、法面保護に必要な対策を設計に反映していることを確認した。法面のモルタルの色については、周辺環境に調和するように配慮した色彩に決定したことは適切である。

(特記仕様書)

本工事の特記仕様書は「ダウンロードする特記仕様書」である。「ダウンロードする特記仕様書」の 1. 必要となる特記仕様書には、10 項目が記載されている。本工事に適用される項目は 10 項目のうち■で標記されている 6 項目である。それらの項目を挙げると、①建設副産物実態調査に係る特記仕様書、②公共建設発生土処理に係る「指定処分 A (指定受入地) 特記仕様書 (土質区分表含む)」、③土壌簡易検査に係る特記仕様書 (様式 A、別紙 1. 別表 1 及び様式 2 を含む。)、④「環境配慮型公共工事の推進」に関する特記仕様書 (環境政策課 HP に掲載)、⑤中間技術検査に関する特記仕様書 (要件により当該検査の対象工事とする場合)、⑥「工事実績情報システム (CORINS)」に関する特記仕様書の 6 項目がある。

特記仕様書の内容を確認すると、設計変更の可能性がある交通整理員の必要事項が明記されていなかった。工事において現地と設計に相違が発生していることが判明した場合、特記仕様書にそれらの必要事項が明記されていないと、どの事項が協議事項に当たるのか判断が難しい。そこで判断基準となるのが特記仕様書に記載されている事項である。「ダウンロードする特記仕様書」に交通整理員に関する事項を漏れなく記載することが重要で、設計と現場の状況に違いが生じた場合は特記仕様書の記載事項を遵守することにより、現場で発生する協議に関する事項の可否を明確に判断することができる。

本工事の「ダウンロードする特記仕様書」には様式関係の書類が多いので、これらの様式を一括して別冊にまとめ、特記仕様書に必要な事項を簡潔にまとめ、現場で予想される協議事項を具体的に記載することが望ましい。

(まとめ)

鎌倉市のホームページからダウンロードする特記仕様書があるが、その中には様式関係のページがかなり含まれているので、これらの様式関係を別冊に掲載し、今後の工事に必要となる協議事項に関する事項を簡潔にまとめ、それらを特記仕様書において具体的に記載することが望ましい。

2.3 積算

積算において重要な工期の設定については、日当たりの作業量に歩掛のあるものはそれを採用し、それ以外のものについては見積りを参考にしている。さらに休日や雨天等を考慮し、最終的な工期を設定している。

本工事は、公益財団法人神奈川県都市整備技術センターの積算システム（CYDEEN）を使用し、工事の積算を行った。積算単価は、物価の変動に伴い毎月単価が変更になるので、その都度アップデートを行って対応している。工事には様々な工種があるが、本工事の工種は「砂防・地すべり」として積算を行った。積算システムでは算出できない単価及び施工単価については、建設物価、積算資料の刊行物単価の平均値を採用した。積算システムにおいて積算が困難な特殊な工事の費用については、3者に見積りを依頼して対応し、3者の平均値を採用している。

積算担当者の積算終了後のチェック体制は、道路課内で積算が完了した時点で積算の検算を別の担当者3名が念入りにチェックを行っている。また、入力ミスの多い工事数量についても重点的にチェックを行っており、積算におけるチェック体制が確立していることを確認した。

(まとめ)

積算における工期の設定の考え方は適切である。積算システムにない単価の決定については、積算資料の刊行物の平均値を採用していることを確認した。積算書のチェック体制については、設計書の内容を別の3名の担当者が確認しているので、積算が適切に行われていることを確認した。

2.4 契約

(鎌倉市入札価格調査委員会規程)

鎌倉市は「鎌倉市入札価格調査委員会規程」を定めている。規程では委員会の趣旨・設置、所掌事務、構成、職務、秘密の保持について定めている。鎌倉市低入札価格調査制度運用取扱基準では予定価格が1億5,000万円以上の工事又は製造の請負で低入札価格調査の基準価格を下回る入札については、入（開）札を一時保留、調査及び審査の後に落札者を決定する。

(入札参加資格)

本工事の入札は一般競争入札であり、工事別発注概要書に入札に関する必要事項（日程に関する事項、工事に関する事項、問い合わせ先）が記載されており、入札についての内容が詳細に記載されていることを確認した。

本工事の競争入札参加資格申請者は6者、その内の2者が入札書不着、辞退が1者、最終的に入札したのが3者であった。入札は3者で行われたが、開札の結果、調査基準価格を下回る入札が2者となった。この状況を受け、低入札価格調査制度が適用され、鎌倉市低入札価格調査制度運用取扱基準に規定する低入札価格調査に基づいて必要な調査・審査を行った。落札候補者について同基準第7条各号に定める項目の調査、事情聴取を行った結果、契約に適合した履行がなされると認められ、鎌倉土建株式会社が340,400,000円（税抜き）で落札が決定した。

本案件は予定価格が1億5,000万円以上になるので、議会において議決されるまでの期間は仮契約となった。

開 札：令和6年4月16日（開札日）

契 約 金 額：374,440,000円（消費税額及び地方消費税額含む）

落 札 率：87.3%

落 札 者：鎌倉土建株式会社

仮 契 約：令和6年5月13日

本 契 約：令和6年6月24日（議決を受け本契約）

前 払 い：工事金額の40%

(まとめ)

入札・契約手続きは鎌倉市の規定に則って行われ、低入札に関する調査規定に関しても適切に対応していることを確認した。

2.5 施工監理

(施工計画)

本工事で提出された施工計画書は、課内で工事内容を各担当者が詳細にチェック・確認し、修正したものを最終的な施工計画書として承認している。

本工事は文化財保護の地域になるので、その申請については工事に支障をきたさないように、教育文化財部学校施設課が事前に文化財に関する申請を行った。

工事区域は道路（鎌倉市）を占用して工事を行うため、所轄の警察署に道路協議書の申請を行う必要があることから、工事発注後に道路協議書を申請した。予定通り所轄の警察署から道路協議書の許可が下りたので、発注した工事に影響が無いことを確認した。

(地元の協力と理解)

本工事の着手前に、施工場所に関係する自治会の会長や隣接する逗子市の自治会長に事業概要を説明し、法面の安全対策工事について理解と協力を得ている。また、工事箇所付近の住民にそれぞれ訪問して事業概要を説明し、今回施工する法面工事の理解と協力を得ている。また、今回は工事を行う法面が民有地であるため、市が工事を行うことについて、土地所有者から工事着手前に承諾書を頂いている。

(まとめ)

早い段階で工事区域の周辺住民の理解と協力を得たことは、素晴らしい対応である。

(工程の進捗状況)

工程表の説明において明らかになったことは、令和7年3月の時点で計画工程が45.8%に対し、実施工程では24.1%と計画よりも21.7%工程が遅れていた。そこで工程表全体の進捗を確認すると、工程の遅れが表れたのが令和6年11月に遡る。令和6年11月時点での工程の遅れは3.9%と小さいが、翌月の12月では15.3%に拡大している。この時点で遅れが既に10%を超えていた。その後の進捗状況の推移を確認すると、月日の経過とともに工程の遅れが目立っており、令和7年3月時点では、計画工程が45.8%に対して実施工程が24.1%であり、遅れがさらに拡大している。時間の経過とともに工程の遅れが拡大している状況を考慮すると、具体的な対策を早急に検討する必要があった。

工程の進捗が遅れている状況を踏まえ、遅れを回復するための対策についてヒアリングを行った。担当者からは、遅れを挽回するため工区を2つに分けて工程の見直しを行ったと説明があった。しかし、工程のフォローアップを行い、見直した工程表を基に、工期を遵守する見通しが確立したとの説明はなかった。

一般的には工程の遅れが10%を超える場合は工程の見直しを行い、工程の遅れを挽回するために様々な方法を検討する必要がある。また、受注者は、見直した工程表を発注者に説明できるように工程に関する課題を発注者と共有し、工期を遵守するための方法及び対策を具現化する必要がある。

毎月発注者に提出する履行報告書を見ると、工程の進捗率（%）が数値で記載されているが、遅れた理由についてのコメントの記載がなかったので、履行報告書のコメント欄に

遅れた原因と理由及び対応策を、簡潔に記載することが望ましい。

(まとめ)

工程の進捗率が 20%以上遅れているので工程を見直し、工期を遵守する工程のフォローアップを急ぐとともに、履行報告書の摘要欄に遅れの原因及び対策を簡潔に記載することが望ましい。

(建設業退職金共済制度)

建設業退職金共済制度(建退共)は、最初に下請が毎月就労状況報告を元請に提出する。提出を受けて、元請が下請に必要な枚数の共済証紙を配布し、それを受領した各作業員は共済手帳に貼り付けることになっている。しかし、今回は共済証紙を貼り付けた共済手帳を確認することができなかった。担当者からの説明によると、これらの書類は竣工検査で確認するということであり、建設業退職金共済制度の共済証紙は、現時点では購入していなかった。その理由について、工事受注者の鎌倉土建株式会社は中小企業退職金共済(中退共)に加入しているので、現時点では建設業退職金共済制度の対象外であったことである。今後、新たに下請業者と契約する場合は必要に応じて共済証紙を適宜購入し、従事した作業員の共済証紙を配布するという説明があった。

建設業退職金共済制度の趣旨は、建設工事に従事する作業員が将来退職金を受け取るための制度である。元請業者が工事を受注した際に購入した共済証紙は、現場で働いた日数分を作業員に配布しなければならない。そのためには、毎月の作業日数に応じた共済証紙の配布状況を確認することが重要である。共済証紙の配布状況を確認するには、毎月共済証紙の受け払いの書類により、従事したそれぞれの作業員に配布されていることを確認することである。現場で従事する作業員に配布された共済証紙の確認方法として、①下請から元請への毎月の就労状況報告書の提出を受け、元請はその報告書を確認し下請業者に共済証紙を配布する、②元請業者から配布された共済証紙は各作業員に配布されるので、共済証紙が貼り付けられた共済手帳をチェックすることで共済証紙が適切に配布されていることが確認できる。

(まとめ)

本工事において、新たな下請業者を採用する場合、従事する作業員に配布するための共済証紙を購入し、配布状況を適宜確認することが望ましい。

(現場監理)

現場説明書に記載されている 4. 契約関係 10 頁の (5) 工事材料の検査について、(6) 工事立会について、いずれの項目も材料検査及び立会はいらないことを意味する箇所に■が表示されている。この表示によると、本工事では工事の材料検査や工事の立会については特に行わなくてもよいことになる。しかし、ヒアリングで確認すると特記仕様書に記載されていないが、材料検査等の重要なものは現地において監督員の立会を行っている。以上のように、実際には品質を確保するために必要な監督員の立会を行っていることから、重要な箇所については適切に対応していることを確認した。品質確保の観点から見ると、材

料検査等の監督員立会を行うことは適切である。

以上の状況を踏まえ、受注業者と解釈の違いが生じないように、現場説明書の欄には、材料検査及び立会が必要な箇所に■印を標記することが望ましい。

(まとめ)

特記仕様書の事項に記載されていなかったが、品質を確保するための現場立会については現場において適切に立会を実施していた。この状況を踏まえ、品質に影響する重要な立会については、特記仕様書に必要事項を記載することが望ましい。

(中間技術検査)

特記仕様書に記載されているとおり、本工事は中間技術検査の対象となっており、現場施工中の箇所の中間技術検査はこれから行う予定である。

中間技術検査は、工事の品質の向上を図るため、工事完成時に不可視となる部分や施工上重要な段階等において、施工中に検査を行うもので重要である。

(作業環境)

現場事務所について、現場に敷地が確保できないことから、本工事においては現場事務所を設けず、通勤車両の中で休憩をとるという説明があった。調査時はあまり暑くなかったが、狭い車両の中ではゆっくり休憩することができないと思われる。これからは暑い日が続くので、熱中症防止のためには、日が陰った場所において水分が摂取できる設備及び自由に休憩できる場所の確保が必要になる。外部に休憩所を設置する場合の留意事項として、この場所が通学路であることに加え、一般者もこの道路を通行するということである。このため、休憩所は人目に触れないように目隠しをすることが必要である。人目につくところでは工事中何かと問題が起きやすいので、細心の注意を図ることが望ましい。

(安全管理)

本工事では、現場の作業員の安全教育のため月 1 回現場の作業員を集めて安全訓練を行っているという説明があった。安全訓練を実施した状況が把握できる書類が提出されており、安全訓練状況が把握できる写真及び参加者のリストにより、実施内容を確認した。

現場調査当日は雨天のため、現場作業が休工であったので工事状況を確認することができなかった。場内の安全施設関係を調査すると、工事現場の入り口には安全掲示板や施工体系図、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場のシールが掲示されていることを確認した。なお、日常の安全管理活動については、雨天で休工であったためそれらを確認することができなかった。

現場内の道路と並行して電線が走っているが、工事区域の始点側に電線防護管が 1 スパン設置してあるのを確認した。しかし、他の区間には電線防護管が設置されていなかった。ので、工事の安全を確保するためにも早急に電線防護管を設置されたい。

工事区内に駐車してある車両の状態を確認すると、逸走防止のための輪止め（タイヤストッパー）が設置されていなかった。その場所は第一中学校の通学路であり、かつ急勾配の道路であるため、サイドブレーキが甘いと駐車した工事車両が逸走する恐れがあるので、

駐車時の輪止めタイヤストッパーを必ず設置することが望ましい。

(まとめ)

現場と並行して電線が走っているので、感電事故の災害を防止するため、未設置区間の電線防護管を早急に設置する必要がある。その他に、現場に駐車する工事車両については逸走防止に必要な車止め（タイヤストッパー）を設置することが望ましい。

第3章 総合評価

今回の調査で気付いた点、今後の課題として、以下の点に配慮し工事を進められたい。

- (1) 本工事は文化財保護に指定された区域の中において、第一中学校の通学路における生徒の安全を確保することが目的である。また、法面整備工事を進める上で、道路敷地以外の私有地について十分な協議を重ね、地元及び地権者の了解を得ている。
- (2) 本工事は、現場の急峻な崖の保全を長期的に確保するため、法面保護に必要な対策を設計に反映していることを確認した。法面のモルタルの色については、周辺環境に調和するように配慮した色彩に決定したことは適切である。
- (3) 鎌倉市のホームページからダウンロードする特記仕様書があるが、その中には様式関係のページがかなり含まれているので、これらの様式関係を別冊に掲載し、今後の工事に必要となる協議事項に関する事項を簡潔にまとめ、それらを特記仕様書において具体的に記載することが望ましい。
- (4) 積算における工期の設定の考え方は適切である。積算システムにない単価の決定については、それぞれの平均値を採用していることを確認した。積算書のチェック体制については、設計書の内容を別の3名の担当者が確認しているので、積算が適切に行われていることを確認した。
- (5) 入札・契約手続きは鎌倉市の規定に則り、低入札に関する調査規定に関しても適切に対応していることを確認した。
- (6) 早い段階で工事区域の周辺住民の理解と協力を得たことは、素晴らしい対応である。
- (7) 工程の進捗率が20%以上遅れているので工程を見直し、工期を遵守する工程のフォローアップを急ぐとともに、履行報告書の摘要欄に遅れの原因及び対策を簡潔に記載することが望ましい。
- (8) 本工事において、新たな下請業者を採用する場合、従事する作業員に配布するための共済証紙を購入し、配布状況を適宜確認することが望ましい。
- (9) 特記仕様書の事項に記載されていなかったが、品質を確保するための現場立会については現場において適切に立会を実施していた。この状況を踏まえ、品質に影響する重要な立会については、特記仕様書に必要事項を記載することが望ましい。
- (10) 現場と並行して電線が走っているため、感電事故の災害を防止するため、未設置区間の電線防護管を早急に設置する必要がある。その他に、現場に駐車する工事車両については逸走防止に必要な車止め（タイヤストッパー）を設置することが望ましい。

むすび

おわりに、今回の調査はサンプリング調査により実施したもので、調査範囲から得られた結果についての判断を示した。大切な公金が市民のために適切かつ効果的に使用されるよう、今後も適切な監査活動の継続を要望したい。